



平成22年9月10日

関東財務局

株式会社外為どっとコムに対する行政処分について

1. 株式会社外為どっとコム（以下「当社」という。）に対して金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第56条の2第1項に基づき報告を求めたこと等により、以下の事実が認められた。

○ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

当社は、平成22年7月13日午前6時45分頃に「ユーロ/円」の取引において市場実勢と大幅に乖離したレートを配信しており、その後、当局より報告を求められ再発防止策を検討している中で、平成22年9月6日午後3時34分から42分にかけて、「米ドル/円」及び「ユーロ/円」の取引において、市場実勢から乖離したレートの誤配信を再発させた。

当社が行った上記行為は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

業務改善命令

- (1) 本件についての責任の所在を明確化すること。
- (2) 業務運営管理態勢（特に、システムリスク管理態勢）の充実・強化に取り組むこと。
- (3) 異常レートの提示・約定等の緊急事態が生じた場合に、状況把握と適切な対応を迅速・適切に行えるよう、必要な対応を行うこと。
- (4) 本件の再発防止策を策定したうえで、経営陣がその十分な機能発揮の確保に取り組むこと。
- (5) 上記(1)から(4)について、その対応・実施状況を平成22年9月30日までに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督第1課
048-600-1155